

(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、山形県鶴岡市八森山周辺において、最大で総出力27,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、環境負荷の少ない風力発電事業であり、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の飛翔コースとなっている可能性があり、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

また、事業実施想定区域内には八森山レクリエーション広場及びつるおか森の散歩道が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の人と自然との触れあいの活動の場に係る環境影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等について検討が必要である。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)等に基づき、地形条件等を考慮した上で調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避、低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時の風車の影に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による影響を回避、低減すること。

(3) 水環境に対する影響

風力発電設備等の設置位置として尾根部を想定していることから、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に

当たっては、既存道路や無立木地等を活用することにより工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避、低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の飛翔コースとなっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課)を踏まえて行うこと。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、八森山レクリエーション広場及びつるおか森の散歩道が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住民、管理者、利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行い、事業実施による直接改変及び利用環境の変化の程度を予測し、それらがもたらす影響を評価するとともに、影響を回避、低減すること。